

人材紹介に関する基本契約書

株式会社〇〇(以下、「甲」という)と株式会社ラルスコーポレーション(以下、「乙」という)とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下の通り基本契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し、甲の社員採用に関する人材紹介業務およびこれに付随する転職市場の情報提供を含めた人材採用コンサルティング業務(以下、「本業務」という)の遂行を委託し、乙はこれを受託する。

(人材の紹介)

第2条 乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者に甲の求人を紹介し、甲への応募の意思表示をした求職者(以下、「応募者」という)を甲に対して紹介する。

2. 甲は乙に対し、前項の求人の依頼にあたって職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を書面、ファクシミリ、または電子メールで明示し、乙は当該応募者に同法第5条の3第1項に定める労働条件を書面、ファクシミリ、または電子メールで明示する。

(採用選考)

第3条 甲は、乙が前条により紹介した応募者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の採用を決定する。

(応募書類)

第4条 甲は、乙及び応募者が提出した履歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認する。

(個人情報の取扱い)

第5条 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報(以下、「個人情報」という)を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

2. 甲及び乙は、応募者の個人情報を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(応募者の併願)

第6条 甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。

(甲の義務)

第7条 甲は、本契約の有効期間中においては乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取る、ならびに応募者の採用をしてはならない。

(紹介手数料)

第8条 甲は、乙が紹介した応募者を採用し、応募者が甲に入社した場合、乙が行った本業務に対する報酬として、紹介手数料を乙に支払う。また報酬に関わる消費税は甲の負担とする。尚、乙が紹介した応募者を甲の諸事情により一旦不採用としたにも関わらず、再度甲が採用し入社に至った場合も、乙の紹介から1年以内に限り、以下の報酬を支払うものとする

- ・ 報酬額 = 理論年収×25%～35%

※理論年収とは、社員として1年間全て在籍した場合に想定される年収(前年度実績に基づく賞与および各種手当含む)を意味する。但し、変動要因のある残業代や皆勤手当は含まない。また、甲が年俸制を導入している場合には、その年俸を適用する。

(紹介手数料の支払方法)

第9条 乙は、前条に基づき算定された紹介手数料を応募者が甲に入社した月の月末に締めて甲に請求し、甲は、乙が請求した月の翌月末日迄に、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(紹介手数料の返還)

第10条 応募者が甲に入社後、適法な甲の規程に基づく懲戒解雇または自己都合(応募者の死亡、病気、または退職勧奨等の甲の責めに帰すべき事由を除く)により退職した場合は、下記の基準で本件報酬を返還するものとする。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 退職日が1ヶ月以内の場合 | : 本件報酬の 80% |
| (2) 退職日が1ヶ月以上2ヶ月以内の場合 | : 本件報酬の 30% |
| (3) 退職日が3ヶ月以内の場合 | : 本件報酬の 20% |

(労働条件の明示と確認)

第11条 甲は、乙が紹介した応募者について採用を決定した場合には、応募者が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書または内定通知書の写しを乙にも交付するものとする。この場合、乙は応募者に同明示書または同通知書を手交し、その内容を確認する。尚、甲は応募者との間で別途、直接的に雇用契約を締結するものとする。

(機密情報)

第12条 甲および乙は、本件業務の遂行のため知り得た業務上の機密情報について厳に機密を保持し、本件業務の目的にのみ使用し、第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとする。また本条は本契約の終了または解約後といえども有効とするものとする。

2. 甲および乙は、善良な管理者の注意義務を用いて機密情報等を管理し、機密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、合理的な予防措置を実施しなければならない。また、甲および乙の役員および従業員についても、同様の義務を課した上で、業務従事者の義務履行につき、一切の責任を負うものとする。

3. 甲および乙が管理する機密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、機密情報等の受領者が負担する。

4. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。

- (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
- (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
- (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
- (4) 受領者が独自に開発したもの

(求人条件等の情報開示・公開)

第13条 甲は、事前に関示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営又は利用するインターネットWebサイト等において開示・公開することを同意するものとする。

2. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業

- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明する。
- (1) 暴力的な方法による要求をすること
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害すること
 - (5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること
 - (6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
 - (7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
 - (8) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとする。
4. 甲及び乙は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとする。
5. 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
6. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(有効期間)

第15条 本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。

(再委託の制限)

第16条 乙は、本件業務について、甲の書面による事前の承諾がない限り、再委託を行ってはならない。

(損害賠償)

第17条 甲および乙は、本契約の違反、事故、その他自己の責めに帰すべき事由によって、相手方に損害を及ぼした場合には、相手方の被った直接かつ通常の影響について賠償するものとする。

(協議事項)

第18条 前各条に定めない事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

(専属的合意管轄裁判所)

第19条 本契約または個別契約に関する紛争は、乙の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印の上各1通宛これを保有する。

年 月 日

(甲)

(乙) 大阪府大阪市中央区島之内1丁目21-19
オリエンタル堺筋ビル8F
株式会社ラルスコーポレーション
代表取締役 山本 国広
有料職業紹介業 27-ユ-302507